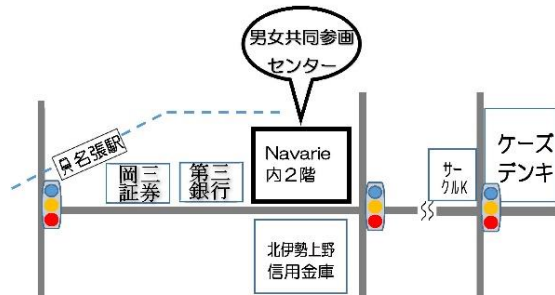


# 名張市男女共同参画 つうしん

第64号 2017年3月発行



★近鉄名張駅東口を出て、市役所方面へ徒歩5分

## 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正されました。

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、解雇その他不利益な取扱いを禁止していますが、平成29年1月1日を施行日として改正され、新たにこれら不利益な取扱いについて、「防止措置義務」が追加されました。これは、事業主に対し「上司・同僚が職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように防止措置を講じなければならない」というものです。

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために(厚生労働省ホームページ)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html)

## そもそもイクメンって何？

「イクメン」とは、子育てをする男性(育児をするメンズ)を略した言葉です。単純に育児中の男性を言うのではなく、積極的に子育てを楽しむ男性を指しています。育児休暇を申請して子育てに取り組んだり、育児を趣味として楽しんだり、育児に対してとても前向きな姿勢を示します。実際に積極的な参加ができていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれます。

この「イクメン」という言葉は、少子化の打開策として2010年に始動された、「イクメンプロジェクト」をきっかけに浸透していきました。このプロジェクトでは男性の育児休暇取得率を引き上げることを目標に掲げ、それにより女性の育児負担を減らすことで、出産後の女性の継続就業率を高める狙いもあります。

「イクメン」やイクメンを支援する企業が増加すれば、その妻である女性の生き方や子どもを取り巻く環境は変わります。

### イクメンは…

- ・ **子育てを楽しむ!**
- ・ **自分自身も成長する!**
- ・ **子どもたちを広く多様な世界へ誘い出す!**
- ・ **妻への心遣いができる!**



## 少子化社会の対策

少子化の背景には、育児の負担感が大きいこと、仕事と家庭生活との両立が困難であること、若年層の失業者や低所得者の増大など若者の社会的自立を難しくしている社会経済状況といった問題が指摘されています。

少子化に対処するための施策の指針である「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）では、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つであり、従来の働き方に関する意識を含めた改革が必要とされています。

### 男性の家事・育児等の家庭生活への参画の重要性について、 6歳未満の子どもを持つ夫婦の1日あたりの家事・育児時間の国際比較

#### 日本人男性も世界レベルの家事メンに

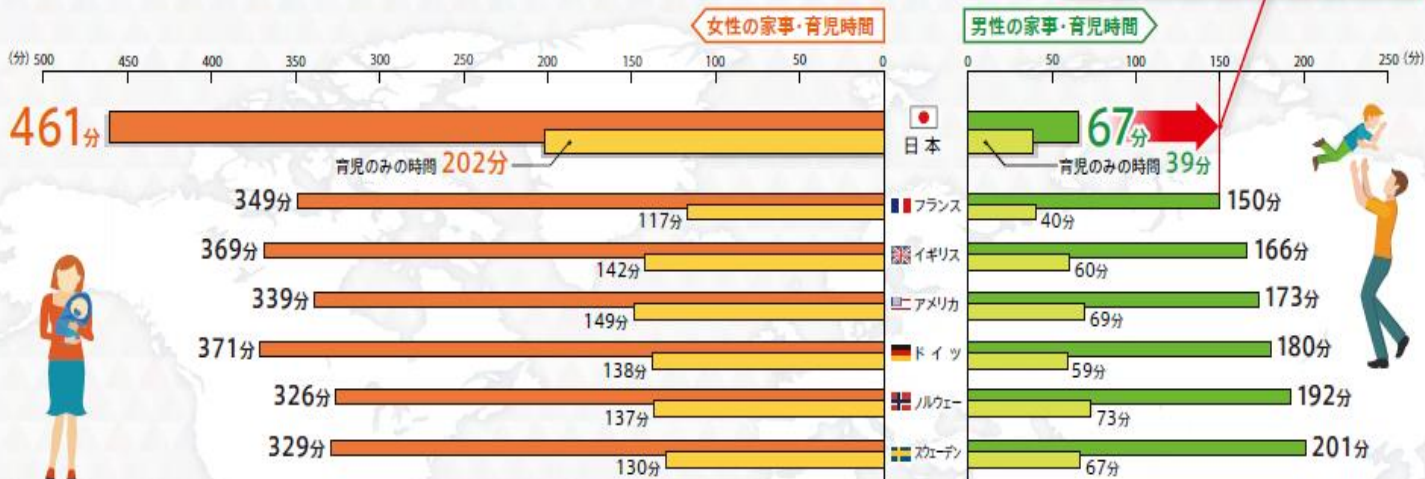
6才未満の子供を持つ日本人男性の1日あたりの家事・育児時間を67分から2020年に150分に

※「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（2007.12.18 仕事と生活の調和推進官民トップ会議策定、2015.3.7 一部改正）、  
「少子化社会対策大綱」（2015.3.20 閣議決定）、「第4次男女共同参画基本計画」（2015.12.25 閣議決定）

妻

夫

1日あたり150分が目標

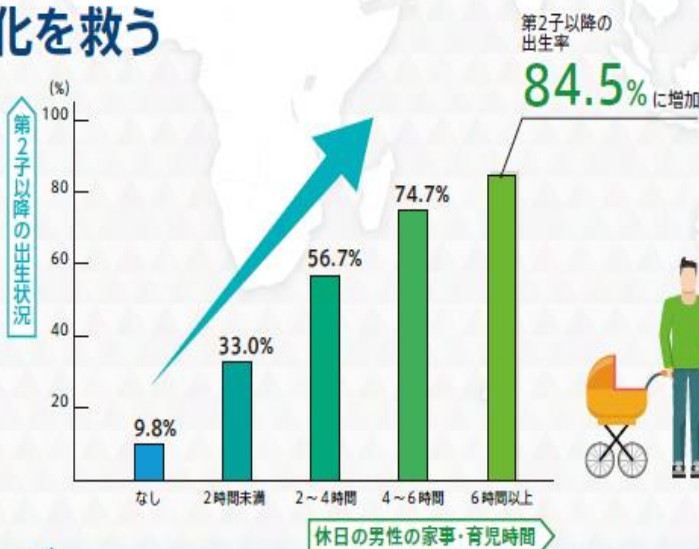


資料：Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2015) 及び総務省「社会生活基本調査」（平成23年）より内閣府作成。  
注：日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日あたりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）

#### 男性の家事・育児が日本の少子化を救う

子供がいる夫婦における夫の休日の家事・育児時間が  
増えると第2子以降の出生率が大幅に増加

出典：厚生労働省「第13回21世紀成人年齢者縦断調査」（2014）  
注：1. 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦。  
ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。  
①第1回調査から第13回調査まで双方から回答を得られている夫婦  
②第1回調査時に独身で第12回調査までの間に結婚し、  
結婚後第13回調査まで双方から回答を得られている夫婦  
③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦  
2. 家事・育児時間は、出生前調査時の状況。  
3. 12年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上。



## みえの育児男子プロジェクト

三重県では、平成 26 年度より「みえの育児男子プロジェクト」が進められています。「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜く力を育てることを大切に考えて、男性が積極的に育児に参画することを応援しています。

### 「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」

家庭や地域でステキな子育てをしている男性や、部下の仕事と育児の両立をしっかりと応援してくれる職場の上司（イクボス）、育児と仕事の両立に関するエピソードや実践事例などを、自薦・他薦により募集し、多くの共感を得られた方々を表彰しています。

今年度は 3 回目の開催となり、大賞 7 名、部門賞 1 名・1 団体、ベストショット賞 5 名がそれぞれ表彰されました。

#### 第 3 回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ(三重県ホームページ)

[http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000117896\\_00001.htm](http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000117896_00001.htm)



### 「みえの育児男子親子キャンプ」

県内在住の年中児から小学 3 年生までの子どもと父親たちを対象にした取組です。

日頃は仕事が忙しくなかなか子どもと接する時間を取れない父親たちが、自然の中で子どもと思いっきり遊び、さまざまな課題を解決することで、日常生活では気付かない親子の姿や子どもの成長をあらためて感じるにより、子育てに対してこれまで以上に前向きに考え、取り組むようになっていただくことを目的として開催されました。

### 「みえのイクボス同盟」

職場でともに働く部下の仕事と家庭の両立等を応援する「イクボス」の取組や精神が県内各地に広がり、女性の活躍や男性の育児参画が当たり前の社会、子育て家庭を含むすべての家族に優しい三重県が実現することをめざし、誰もが働きやすい職場づくりに取り組むまたは取り組むことを意思表示している企業経営者等で、構成する「みえのイクボス同盟」が、平成 28 年 4 月に発足されました。

#### みえのイクボス同盟(三重県ホームページ)

<http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000188787.htm>



### 「みえの育児男子ハンドブック」

たくさんの「みえ育児男子」から子育ての中の失敗談や悩みなど、リアルな声を集めて作ったハンドブックです。

#### みえの育児男子ハンドブック(三重県ホームページ)

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622884.pdf>



3 月 17 日まで、市役所 1 階ロビーにて、展示しています。  
「父親の仕事と育児両立のために」



# 2017年 4月の相談日程

名張市男女共同参画センター

| 日   | 月   | 火                        | 水                      | 木                        | 金  | 土                       |
|---|-----|--------------------------|------------------------|--------------------------|--|-------------------------|
| ●予約電話 63-5336   |     |                          |                        |                          |  | 1                       |
|   |     |                          |                        |                          |  | 女性のための相談<br>13:00~16:00 |
|   |     |                          |                        |                          |  | 2                       |
|   | 休館日 |                          |                        |                          | 女性弁護士<br>による法律相談<br>10:00~12:00<br>13:00~15:00 |                         |
|   |     |                          | 女性のための相談<br>9:00~12:00 | 女性のための相談<br>9:00~12:00   | 女性のための相談<br>9:00~12:00                         |                         |
| 9   | 10  | 11                       | 12                     | 13                       | 14   | 15                      |
|   | 休館日 | 人権相談<br>13:30~16:00      |                        | 男性のための相談<br>17:00~19:00  |  |                         |
|   |     |                          |                        | 女性のための相談<br>13:00~16:00  | 女性のための相談<br>13:00~16:00                        | 女性のための相談<br>13:00~16:00 |
| 16  | 17  | 18                       | 19                     | 20                       | 21   | 22                      |
|   | 休館日 | 人権相談<br>13:30~16:00      |                        | メンタルヘルス相談<br>10:00~12:00 |  |                         |
|   |     |                          | 女性のための相談<br>9:00~12:00 | 女性のための相談<br>9:00~12:00   | 女性のための相談<br>9:00~12:00                         |                         |
| 23  | 24  | 25                       | 26                     | 27                       | 28   | 29                      |
|   | 休館日 | メンタルヘルス相談<br>13:00~16:00 |                        |                          |  |                         |
| 30  |     |                          |                        |                          |  |                         |

|                    |   |          |               |
|--------------------|---|----------|---------------|
| 女性のための相談           | 毎月 第1・第3週 木・金・土曜日                         | 午後1時~4時  | 予約優先<br>電話相談可 |
|                    | 毎月 第2・第4週 水・木・金曜日                         | 午前9時~正午  |               |
| 女性弁護士による<br>法律相談   | 毎月 第1 金曜日                                 | 午前10時~正午 | 要予約<br>面談     |
|                    |   | 午後1時~3時  |               |
| 男性のための相談           | 毎月 第2 木曜日                                 | 午後5時~7時  | 予約優先<br>電話相談可 |
| メンタルヘルス相談<br>(男女共) | 毎月 第3 木曜日                                 | 午前10時~正午 | 要予約 面談        |
|                    | 毎月 第4 火曜日                                 | 午後1時~4時  |               |
| 人権相談               | 毎月2回 ※詳しくは、名張市人権センター(☎63-0018)へお問い合わせ下さい。 |          | 要予約 面談        |

## お知らせ

2017年4月1日より、女性のための相談が第1・第3週 木・金・土の午後1時~4時、第2・第4週 水・木・金の午前9時~正午に、男性のための相談が毎月第2 木曜日午後5時~7時に相談時間に変更になります。

一人で悩まないで、相談員に相談してください。相談は無料、秘密厳守です。



## 名張市男女共同参画センター

三重県名張市希中央

5番町19番地

Navarie2階

名張市市民情報交流センター内



Tel 0595-63-5336

Fax 0595-63-5326

e-mail [danjo-center@emachi-nabari.jp](mailto:danjo-center@emachi-nabari.jp)

<http://www.emachi-nabari.jp/danjo-center/>

ご意見・ご感想をお聞かせください。